

入院時食事療養・入院時生活療養に関する患者負担費用

入院時食事療養標準負担額(患者負担額)

70歳未満	70 歳以上の高齢者	標準負担額(1 食につき) (1 日 3 食を限度)
一般(下記いずれにも該当しない者)	一般(下記いずれにも該当しない者)	510 円
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	低所得者(Ⅱ)	240 円
		190 円 (入院 90 日超)
該当なし	低所得者(Ⅰ)	110 円
低所得者Ⅱに該当しない 指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	300 円

※ 1 低所得者Ⅱ:世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※ 2 低所得者Ⅰ:世帯全員が住民全非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老年福祉年金受権者

入院時生活療養標準負担額(患者負担額)

65 歳以上の入院患者 (後期高齢者医療を受ける人を除く)	高齢受給者 後期高齢者	食費 (1 食につき)	居住費 (1 日につき)
上位所得者:区分「ア」 区分「イ」 一般所得者:区分「ウ」 区分「エ」	現役並み(Ⅳ) 一般(Ⅲ)	510 円	370 円
		300 円 (指定難病患者)	0円 (指定難病患者)
住民非課税:区分「オ」	低所得者(Ⅱ)	240 円	370 円
		190 円 (指定難病患者) (入院 90 日超)	0円 (指定難病患者)
	低所得者(Ⅰ)	140 円	370 円
		110 円 (指定難病患者) (老齢福祉年金受給者) (境界層該当者)※1	110 円 (指定難病患者) (老齢福祉年金受給者) (境界層該当者)※1

※1)標準負担額を支払うことで生活保護基準に該当する人、標準負担額減額認定証の適用区分欄に(堺)と記載。なお 70 歳未満の患者は住民税課税区分「オ」として扱う。